

	対象告示(※2)									告示改正の概要
	水	排	土	調	溶	含	地	浸	浄	
ふっ素(ふっ素及びその化合物)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①JISK0102:2019において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作が導入されたが公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示が改正された。 ②JISK0102:2019が引用するJISK0170-6:2019において、ハロゲンの影響を受ける場合の蒸留試薬溶液について、対応策の記載が検討されている。公定法としての検証が完了した「水約200mLに硫酸10mL、リン酸60mL、塩化ナトリウム10g、及びグリセリン250mLを加え、水で1000mLとしたもの」のみを適用可能とするように告示が改正された。
アルキル水銀 (アルキル水銀化合物)	○	○	○	○	○	-	○	○	○	抽出溶媒をベンゼンからトルエンに変更するように告示が改正された。
全シアン(シアン化合物)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①JISK0102:2019において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作が導入されたが公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示が改正された。 ②JISK0102:2016において除外されていた流れ分析法の蒸留操作について、公定法としての検証が完了したため、適用可能となるように告示が改正された。
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物(※3)	-	○	-	-	-	-	-	○	-	①JISK0102:2019の改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作が導入されたが公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示が改正された。 ②JISK0102:2019の改正において、「サリチル酸-インドフェノール青吸光度法」が導入されたが公定法としての検証が完了したため、適用可能となるように告示が改正された。
全窒素	○	○	-	-	-	-	-	-	-	JISK0102:2019において、加熱分解前処理操作の試料量及び試薬量の少量化が導入されたが公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示が改正された。
全燐	○	○	-	-	-	-	-	-	-	JISK0102:2019の改正において、加熱分解前処理操作の試料量及び試薬量の少量化が導入されたが公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示が改正された。
フェノール類	-	○	-	-	-	-	-	-	-	①JISK0102:2019において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作が導入されたが公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正した。 ②JISK0102:2016の28.1.3が除外していた「くえん酸蒸留4-アミノアンチピリン発色CFA法」について、公定法としての検証が完了したため、適用可能となるように告示が改正された。
六価クロム(六価クロム化合物)	○	-	○	○	○	○	○	-	○	JISK0102:2019において、「液体クロマトグラフICP質量分析法」が導入されたが公定法として検証が未了のため、適用除外となるように告示が改正された。

## (※1) 一覧表について

環境省ホームページ 報道発表(平成31年3月20日)

“「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の一部を改正する告示」の公布及び意見募集(パブリックコメント)の結果について”

<https://www.env.go.jp/press/106596.html>

(別紙1)日本工業規格(JIS)K 0102 の改正に伴う公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の改正概要

(URL <https://www.env.go.jp/press/files/jp/110992.pdf>)を編集して作成

## (※2) 法令名称

水：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号)

排：排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号)

土：土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月環境庁告示第46号)

調：地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件(平成15年3月環境省告示第17号)

溶：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月環境省告示第18号)

含：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月環境省告示第19号)

地：地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号)

浸：水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年8月環境庁告示第39号)

浄：水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法(平成8年9月環境庁告示第55号)

## (※3) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物における「亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の測定方法について

“排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号)”と“水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年8月環境庁告示第39号)”では「亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の測定方法の適用範囲が異なるため、2行に分けて表示した。